

# 高齢者福祉に係る地域社会貢献者の推薦基準

1 趣 旨 この基準は、高齢者福祉の分野において、地域社会の発展に顕著な功績又は、善行のあった者の表彰に関し、推薦基準に該当する者を推薦する。

2 推薦基準 被推薦者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。  
なお、推薦基準日は、毎年4月1日とする。

(1) 老人クラブ会長として10年以上、又は千葉市老人クラブ連合会役員として7年以上その職にある者

(2) 老人クラブ活動を積極的に行い、明るい地域社会づくりに貢献した者

(3) 上記に掲げる者のほか、特に功績が顕著と市長が認める者

3 表彰推薦者 一般社団法人千葉市老人クラブ連合会

4 表彰時期 表彰は、次の各号のうち、いずれかの時期に行う。  
ただし、表彰は1年度につき1回までとする。

(1) 一般社団法人千葉市老人クラブ連合会定時総会

(2) シニアクラブフェア

(3) 上記に掲げる時期のほか、市長が認めるとき

## 附 則

この基準は、昭和61年1月1日から施行する。

## 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年11月1日から施行する。

(令和7年度における特例)

2 令和7年度に限り、「2 推荐基準」中「なお、推薦基準日は、毎年4月1日とする」とあるのは「11月1日」と読み替えるものとする。